

PARK INFORMATION

令和4年6月11日～当面の間 群馬県警戒レベル「1（全県）」となります

6月11日（土）以降、全県において、県のガイドラインに基づく警戒レベル「1」継続となりました。県民の皆さまのご協力により、感染者数は引き続き減少しています。しかしながら、まだ、依然として100人、200人といった規模の新規感染者が確認されていることに留意する必要があります。

都市公園における対応の変更点は次の通りとなります。

- ・公園内の指定された喫煙所（4箇所）がご利用いただけます。
- ・屋内施設における利用人数の制限が警戒レベル2より緩和となります。

【群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について】

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html

参考）群馬県が示す警戒レベル表⇒ <https://www.pref.gunma.jp/contents/100226696.pdf>

【公園利用者の皆様へ】

- ・公園利用（散策等）については、感染防止対策を行って頂いた上でご利用できます。
- ・外出の際は「(3)「新しい生活様式」等の実践について」に掲げる事項を厳守してください。（基本的な感染対策の徹底、3つの「密」の回避、換気の実施と適度な保温）
- ・マスク着用有無については、令和4年5月20日付での厚生労働省リーフレットをご確認下さい。

参考）厚生労働省リーフレットデータ⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000942601.pdf>

【運動施設の個人利用・団体利用の皆様へ】

- ・群馬県立敷島公園では、運動競技施設の個人単位（施設全体を独占しない団体利用含む）での利用に際し、全員に「健康状態申告書」の提出を実施頂いています。「健康状態申告書」を提出頂けないと施設利用はできません（複数名での集団・団体での利用は、代表者の方が取りまとめ下さい）。

【イベント・行催事・大会等の主催者様へ】

- ・運動競技大会の開催に際しては、イベント・集客行為の観点から感染防止対策の徹底として、業種別ガイドラインの遵守をお願いします（法第24条第9項）。
- ・施設の収容人数については、大声での歓声や声援、観客間大声・長時間の会話が想定される場合、収容定員数の50%以内が前提となります。

※なお、業界団体ごとの感染拡大予防ガイドライン（ホームページ、SNS、会場での掲示により参加者に明示）に基づく適切な感染防止対策を徹底頂けない場合、入退場時や区域内の適切な行動のコントロールができない場合、参加者の把握ができない場合は、実施について慎重に判断して下さい

お問合せ連絡窓口

群馬県立敷島公園 指定管理者 敷島パークマネジメント JV

Tel. 027-234-9338（10:00～16:00） 担当：岡田